

宇治市先端設備等導入支援補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、市内中小事業者の経営力強化を促進するために、労働生産性の向上を目的とした先端設備等の導入を行う事業者に対し、宇治市補助金等交付規則（昭和48年宇治市規則第19号）及びこの要項の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) みなし大企業 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国発行法人を含む）の所有に属している法人、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人を含む）の所有に属している法人、大企業（外国法人を含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人をいう。
- (3) 先端設備等 法第2条第14項に規定する先端設備等をいう。
- (4) 先端設備等導入計画 法第52条第1項に規定する先端設備等導入計画をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は本市から法第52条第1項の規定による先端設備等導入計画の認定を受けた設備を導入する中小企業者であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市税を滞納していない者
- (2) みなし大企業でない者
- (3) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、宇治市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者
- (4) 前号の暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画しない者
- (5) 政治団体でない者
- (6) 宗教上の組織若しくは団体でない者

2 前項の規定にかかわらず、本補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者は、補助対象者から除く。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次条に規

定する補助対象設備を導入する事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、国、京都府、公的団体等から補助金等の交付を受けた、又は受ける予定のある事業を除く。

- (1) 当該導入に関する先端設備等導入計画について、法第 52 条第 1 項又は第 53 条第 1 項の規定による本市の認定を受けていること。
- (2) 次条に規定する補助対象設備について、交付決定日から令和 8 年 2 月 27 日までに発注、納入、検収及び支払い（リース契約又は割賦販売契約の場合は発注、納入及び検収）を完了すること。

（補助対象設備）

第 5 条 補助金の交付の対象となる設備等（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号のいずれかに該当する先端設備等（中古のものを除く。）であって中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 2 項で規定する中小企業者の生産性の向上に特に不可欠な設備等とする。

- (1) 機械及び装置で 1 台又は 1 基（通常 1 組又は 1 式をもって取引の単位とされるものにあっては、1 組又は 1 式。以下同じ。）の取得価額が 160 万円以上のもの
- (2) 器具及び備品並びに測定工具及び検査工具で 1 台又は 1 基の取得価額が 30 万円以上のもの
- (3) 建物附属設備で一の建物附属設備の取得価額が 60 万円以上のもの
- (4) ソフトウェアで一のソフトウェアの取得価額が 70 万円以上のもの

（補助対象経費）

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備にかかる取得価額（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- 2 リース契約又は割賦販売契約で導入される補助対象設備については、交付決定から令和 8 年 2 月 27 日までに支払いが完了するリース料金（消費税及び地方消費税並びに固定資産税相当額を除く。）又は割賦金（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（補助金額）

第 7 条 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額以内で、次の各号に定める額を限度とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 補助対象設備 1 台 1 基又は一あたり 50 万円
- (2) 1 補助対象者あたり 100 万円。ただし、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 10 条の 5 の 4 第 3 項第 8 号又は第 42 条の 12 の 5 第 3 項第 9 号に規定する雇用者給与等支給額の増加に係る事項として政令で定めるものが記載された先端設備等導入計画に従い補助対象設備を導入する場合は、1 補助対象者あたり 200 万円
- 2 前項において、1,000 円未満の端数が生じたときは、補助対象設備 1 台 1 基又は一毎に、当該端数を切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇治市先端設備等導入支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、事業着手以前に市長に提出しなければならない。

- (1) 宇治市先端設備等導入支援補助金事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 宇治市先端設備等導入支援補助金収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは宇治市先端設備等導入支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、適当でないと認めたときは宇治市先端設備等導入支援補助金不交付決定通知書により当該申請をした申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。
（交付申請の取下げ）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに、その旨を所定の宇治市先端設備等導入支援補助金交付申請取下届出書により、市長に届け出るものとする。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金の交付決定はなかったものとする。
（変更承認等）

第11条 補助事業者が事業計画の変更をしようとするときは、設備の導入までに、宇治市先端設備等導入支援補助金事業計画変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出してその承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受け、内容等を検討のうえ承認した場合には、宇治市先端設備等導入支援補助金事業計画変更承認書（様式第6号）により通知するものとする。
（事業終了報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業完了から1箇月後又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに宇治市先端設備等導入支援補助金事業終了報告書（様式第7号）に次の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 宇治市先端設備等導入支援補助金事業成績報告書（様式第8号）
- (2) 宇治市先端設備等導入支援補助金収支決算書（様式第9号）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の確定通知）

第13条 市長は、前条の規定による事業の終了報告を受けた場合には、当該報告にかかる書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告にかかる補助事業の

成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇治市先端設備等導入支援補助金確定通知書（様式第 10 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第 14 条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、宇治市先端設備等導入支援補助金交付請求書（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 15 条 市長は、前条の規定による請求書を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付取消等）

第 16 条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金の交付決定若しくは確定を取消し、又は変更することができる。

- (1) 本要項に違反したとき。
- (2) 申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし、又は不正の行為があったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 補助事業の実施方法が不適切と認められるとき。
- (6) 令和 8 年 2 月 27 日までに補助対象設備における発注、納入、検収及び支払い（リース契約又は割賦販売契約の場合は初回の支払い）を完了しなかったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、宇治市先端設備等導入支援補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 17 条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の取消しを行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（財産処分の制限）

第 18 条 補助事業者は、取得した補助対象設備について、次項に規定する処分制限期間内において、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 財産処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間とする。ただし、当該年数が 10 年を超えるときは 10 年、リース契約の場合はリース期間とする。

（書類の保存）

第 19 条 補助事業者は、補助事業にかかる書類及び帳簿等を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。ただし、補助対象設備のうち処分制限期間を経過しないものにかかる関係書類につい

ては、当該処分制限期間を経過するまで保管しなければならない。

(雑則)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要項は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 4 年 9 月 16 日から施行する。ただし、改正後の第 4 条第 1 項第 2 号、第 6 条第 2 項及び第 16 条第 1 項第 6 号の規定は、令和 4 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この要項の施行の際、現にある要項により交付決定された補助対象事業については、改正前の要項がなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和 5 年 6 月 30 日から施行する。

(経過措置)

この要項の施行の際、現にある要項により交付決定された補助対象事業については、改正前の要項がなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この要項の施行の際、現にある要項により交付決定された補助対象事業については、改正前の要項がなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和 7 年 1 月 29 日から施行する。

(経過措置)

この要項の施行の際、現にある要項により交付決定された補助対象事業については、改正前の要項がなおその効力を有する。